

7月 は「同和問題啓発強調月間」です

☎教育委員会事務局人権・同和教育係 ☎0943-32-0093

福岡県では毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、
同和問題に対する正しい理解と認識を深め、解決するための啓発を行っています。

私が蒔いた小さな種

部落解放に願いと祈りをこめ

私が蒔いた小さな種

どこかの片隅にそっと

芽吹いているだろうか

せっかく芽吹いても

意地の悪い遅霜に

痛めつけられては

いないだろうか

心優しい人の手に

水とこやしが施され

何時の目か美しい

花が開くであろう

私はそれを待つて居る

たとえ小さな花でも良い

早く開いておくれ

部落解放という

名前の花よ

江口いと 作

「人の値うち」

江口いとと人権の詩
(明石書店) より

江口いと (1912～2009)

部落差別解消のため、自分や自分の周りで起きた差別について各地で講演を行うとともに、短歌や詩などの執筆にも取り組む。詩には「人の優しさ・生き方」「偏見・差別を許さないという強いメッセージ」「自然や動植物のたくましさ・美しさ」などが綴られている。

「人権」とは？

人は誰でも、生まれながらに平等で幸せに生きる権利があります。それが「人権」です。しかし現実社会では、子どもが親から虐待を受けたり、「高齢だから」「障がいがあるから」「外国人だから」という理由で、差別を受けたりすることがあります。

江口いとさんは、この詩に綴っているとおり、「いつの日か部落解放の美しい花が開くであろう」という願いのもと、「同和問題（部落差別）」にも焦点を当て、活動に取り組みました。しかし、いまだにこの問題で差別を受けている人が存在するのが事実です。

同和問題

日本国民の一部の人々が、長い間不当に基本的な人権を阻害され、経済的や社会的、文化的に不利益を受けている重大な人権問題です。特定の地域の出身であることや、一定の地区に住んでいることを理由に、日常生活の中で「あの人は同和地区出身だから……」などと言われて、結婚

を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなどの事実が、今なお残っています。

この問題を重大に受け止めた日本政府は、部落差別のない社会を実現するため、平成28年12月に「部落差別解消推進法」を施行しました。

「部落差別解消推進法」

この法律が制定された背景には、インターネット上での差別を助長する書き込みや、全国的に発生する差別投書事件など、悪質な差別事案が多発している現実があります。

この法律では「現在もなお部落差別が存在すること」や「部落差別は許されないものであること」「国民一人ひとりの理解を深め、部落差別のない社会を実現すること」が述べられています。部落差別をはじめとする、あらゆる差別と私たちは無関係ではありません。正しい理解と認識を持つていなければ、誤った判断をしてしまい、知らないうちに人を傷つけるかもしれません。自由で平等な社会を築いていくのは、私たち一人ひとりの務めなのです。

暮らしの中に息づく 人権を守るための取り組み ～義務教育における教科書無償制度～

「学ぶ権利」を守る

7月、福岡県同和問題啓発強調月間です。同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に対して、県をあげて解決に向けて考えていこうという節目の月になります。差別をなくす取り組みは、人権問題を正しく理解することだけにとどまりません。実は、すべての人の人権を守る取り組みとして、暮らしの中に息づいているものもあります。今回はその中から、「子どもたちの学ぶ権利」を守る取り組みとして、教科書無償運動についてご紹介します。

小学校や中学校では、入学式や新学期を迎えると、新しい教科書が配られます。現在は無償で配布されている教科書ですが、今から約60年前までは家庭ごとに購入したり、兄弟姉妹や親せき、知人友人などから譲ってもらったりしてそろえていました。その頃の教科書代は、小学校で700円、中学校で1200円。これは、当時の日当の2日～4日分に相当し、働く親たちにとっては大きな負担となっていました。

教科書無償運動

その頃、高知県の差別に苦しむ母親たちが、憲法26条が掲げる「義務教育の無償」という点に着目し、「憲法では義務教育は無償と謳っているのに、教科書が無償でないのはおかしい。憲法が遵守されていない。」と問題提起しました。その事をきっかけに、貧困や差別に苦しむ地域の子どもたちにも平等に学ぶ機会を保障する取り組みとして、「教科書をタダにする会」が発足し、教科書無償運動が始まります。この運動は地域の母親だけでなく、さまざまな団体の賛同を得て、全国的に広がっています。

結果、昭和38年（1963年）に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が制定され、昭和44年（1969年）には全ての小中学校の教科書が無償で配布されるようになりました。



広川町での取り組み

広川町でも各小中学校では、教科書を最初に手に取る入学式の日、教科書が無償で配布されるようになった背景について説明をしています。ページ下段に記載の文章が、実際に文部科学省から配布されるものです。

同和問題が残る現実を、子どもたちの世代にしっかりと伝えることが大人の義務であり、差別のない社会を築いていくために重要なことです。

保護者の皆様へ

お子様の御入学おめでとうございます。この教科書は、義務教育の児童・生徒に対し、国が無償で配布しているものです。

この教科書の無償給与制度は、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代を担う子どもたちに対し、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いをこめて、その負担によって実施されております。

一年生として初めて教科書を手にする機会に、この制度に込められた意義と願いをお子様にお伝えになり、教科書を大切に使うよう御指導いただければ幸いです。

文部科学省

「なるほど人権セミナー」を開催します

【時間】 19:00～20:30

【場所】 町民交流センター（いこっと）2階大研修室

【対象】 どなたでも自由に参加できます。

【定員】 各60人

※要予約（先着順・無料）

【第1回】 7月11日(月)

講師：秋永剛さん

内容：「ケガレ意識（中世起源説）を通して考える同和問題」

【第2回】 7月14日(木)

講師：牛島修彦さん

内容：「差別や偏見をなくす当事者になるために」

【第3回】 7月19日(火)

講師：藤原英記さん

内容：「差別のない社会をめざして」

◎広川町教育委員会事務局人権・同和教育係

☎ 0943-32-0093